

令和6年10月1日 「令和6年度 保健師活動領域調査（領域調査）結果の概況」について訂正いたしました。

（正）

【結果の概要】

（3項目省略）

4 統括保健師を配置している自治体数及び所属区分別統括保健師数

統括保健師は、都道府県では47自治体全てに、市区町村では 1,196 自治体（全市区町村の 68.7%）において配置されてます。

統括保健師の所属区分は、本庁が611人（全統括保健師の 49.2%）、保健所が57人（同4.6%）、市町村保健センターが415人（同33.4%）、その他が 160 人（同12.9%）となっています。

（誤）

【結果の概要】

（3項目省略）

4 統括保健師を配置している自治体数及び所属区分別統括保健師数

統括保健師は、都道府県では47自治体全てに、市区町村では 1,197 自治体（全市区町村の 68.8%）において配置されています。

統括保健師の所属区分は、本庁が611人（全統括保健師の 49.1%）、保健所が57人（同4.6%）、市町村保健センターが415人（同33.4%）、その他が 161 人（同12.9%）となっています。

令和 6 年 10 月 1 日 「令和 6 年度 保健師活動領域調査（領域調査）結果の概況」について訂正いたしました。

(正)

表 5 統括保健師を配置している自治体数（単位：人）

	全自治体	統括保健師 配置 自治体数	配置割合
都道府県	47	47	100.0%
市 区 町 村	1,741	<u>1,196</u>	<u>68.7%</u>
保健所設置市	87	84	96.6%
特 別 区	23	19	82.6%
市 町 村	1,631	<u>1,093</u>	<u>67.0%</u>
合 計	1,788	<u>1,243</u>	<u>69.5%</u>

(誤)

表 5 統括保健師を配置している自治体数（単位：人）

	全自治体	統括保健師 配置 自治体数	配置割合
都道府県	47	47	100.0%
市 区 町 村	1,741	<u>1,197</u>	<u>68.8%</u>
保健所設置市	87	84	96.6%
特 別 区	23	19	82.6%
市 町 村	1,631	<u>1,094</u>	<u>67.1%</u>
合 計	1,788	<u>1,244</u>	<u>69.6%</u>

(正)

表 6 所属区分別統括保健師数（単位：人）

	総数	本庁	保健所	市町村 保健センター	その他
都道府県	47	46	1		0
市 区 町 村	<u>1,196</u>	565	56	415	<u>160</u>
保健所設置市	84	27	47	6	4
特 別 区	19	5	9	5	0
市 町 村	<u>1,093</u>	533		404	<u>156</u>
合 計	<u>1,243</u>	611	57	415	<u>160</u>

(誤)

表 6 所属区分別統括保健師数（単位：人）

	総数	本庁	保健所	市町村 保健センター	その他
都道府県	47	46	1		0
市 区 町 村	<u>1,197</u>	565	56	415	<u>161</u>
保健所設置市	84	27	47	6	4
特 別 区	19	5	9	5	0
市 町 村	<u>1,094</u>	533		404	<u>157</u>
合 計	<u>1,244</u>	611	57	415	<u>161</u>

※ 保健所設置市は、地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市である。

※ 高知県の奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村の結果は中芸広域連合として集計している。

（参考） 各自治体において以下の①の役割を担う者で、②の要件にあてはまる者 1 名を「統括保健師」として把握することとしている。

①保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術的及び専門的側面から指導する役割を担う者 ②係長級以上の者